

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和4年7月19日(火)
- 2 開会日時及び場所
令和4年7月19日(火) 午後1時45分
防府市役所4号館3階第1会議室
- 3 閉会日時 令和4年7月19日(火) 午後3時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (4番)関谷 芳広
(5番)木原 伸二 (6番)倉重 俊則 (7番)小山 (8番)田村 正信
(9番)光井 憲治 (10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成
(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭
(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書 記	福田 謙一郎
” 書 記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第38号 農地転用事業計画変更申請承認について
議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について
議案第41号 非農地判定について
報告第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第49号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第50号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第51号 農地法施行規則該当転用届について

報告第52号 現況証明書の発行について

報告第53号 時効取得について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

5 番 木原 伸二委員

6 番 倉重 俊則委員

午後1時45分開会

○事務局 全員、委員さん、出席されております。過半数、出席しましたので会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

なお、会議での御発言については、議長の指名の後、マイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、会長に御挨拶を頂き、引き続き、議長として議事進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。今は止んでいますけれども、昨日来、結構降ったんじゃないかなというふうに思います。水不足に悩まれておった農家の皆さんにとっては一息つかれた恵みの雨になったんじゃないかというふうに思います。あとは秋の収穫まで何事もないことを祈るばかりでございます。

また、先月もちょっと触れましたけれども、肥料・資材の高騰につきまして県も市も補助予算をつけていただきました。県と市が一緒になって肥料の高騰分を、値上がり分を半々助成していただくということが一点、もう一点は、機械の新しい購入ということまでにはいきませんが、既存の機械をできるだけ大事に使ってほしいということで整備なり、修理なりのかかった費用の4分の3を見るということが大筋では決まっておるみたいです。詳しいことはまだ決まっておりませんので、確約はここではっきりしたことは言えませんが、機械に対するお金についてはそういう流れで来ておることですので、皆さん方も、今、機械の修理、整備をする予定のある方はもう少し待つて様子を見ていただきたいというふうに思っておりますし、JAにも今言っておるところなんですけれども、正式に決まる前ですけれども農家の皆さんにはそういう流れがあるということを知らせて、ちょっと考えておってほしいということぐらいはしてほしいというふうに伝えていきますので、皆さん方も近隣農家さんでそういう動きがあれば、ぜひそういう話をしていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行をさせていただきたいと思います。

本日の議事録署名委員さんは、5番の木原委員、6番の倉重委員さんをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議案審議に入りたいというふうに思います。

議案第36号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

御説明の前に議案の修正がありますので、本日、お手元にお配りしております議案の修正一覧を御覧ください。

受付番号1につきまして、1か所、取下げが出ております。土地の所在が4筆から3筆になっております。それに伴いまして、資料の1ページから3ページも差し替えの図面を添付しておりますので御確認ください。

それでは、議案の御説明をいたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第36号農地法第3条の規定による許可申請については1件です。

目的は、所有権の移転で、譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は規模拡大です。

別途営農計画書を参照の上、御審議の程、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。本案件なんですが、—————地区というところにあるんですけども、その山手側のほうです。農地3筆を所有権移転をするということです。

この譲渡人の方なんですけど、法的に何かいろいろちょっと御事情がありまして、後見人さんがついておられて、また後出てくる議案もそうなんですけど、実際のこのやり取りは後見人と譲受人でされております。

3筆の農地、これをここにある——さん、これ——という経営者、元営んでおられたみたいで、今は——でタマネギをされておる方です。この方が譲り受けて夏ミカンなんかを植えていきたいということだというお話です。これ計画書の4ページに書いてあります。

元々この——さんもう将来、農地の作り手がないということでどうしようかとお悩みになられて—————、なので、地元委員としてはいいお話ではないかなと、しっかりと夏ミカンを作っていただいて、農地も管理していただけたらなと思っております。

夏ミカンなんで、そんなに道具とかも必要ないと思うんですけど、この周辺の農地、ここは2種農地になるんですけど、ほかのブルーベリーとかをやられている方もいらっしゃるしまして、田んぼ以外になるのも特に問題ないかなと、なので担い手がこの田んぼ、水稻をつくれるかというとなかなか厳しいところでもあるので、いいお話ではないかなと思っております。皆さん方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

○7番 今、お話の中で譲受人の人のことに、ちょっとお話がありませんでしたが、一歳とかなり高齢だと思うんですが、将来どのようにお考えで今回お買いになるのか、お尋ねしたいと思います。

○12番 12番、石田です。いつまでできるかとも言っていないので、ただやる気というか、それを感じ取ったところではすごい精力的だなと感じました。お仲間も日頃からこのタマネギのほうも含めて一緒に活動されているお仲間も多いということです、みんなで力を合わせてやっていきたい。農地だけでなく、さっき申し忘れたんですけど、すぐへりに空き家もあって空き家も一緒にセットで購入されるということで、空き家問題も農地の問題も両方一気に片付いて、地元としてはありがたい限りだなと思っておるところです。

○藤井会長 ありがとうございます。私も一歳という年齢が気になっておったところなんですけれども、今の説明で皆さん方はよろしいでしょうか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。ちょっと気になるんですが、柑橘系の栽培を行う計画であるとありますが、柑橘系となると木を植えてから実がなるまで5年ぐらいかかると思うんですが。それと御高齢なんでどうかなと思ったりはするんですが、このあたりはどうですか。

○12番 そのとおりだと思いますけど、このままだと放棄地になるのは確実なので、それよりはいいだろうと思っております。

○藤井会長 ここは圃場整備の対象にならない。

○12番 対象外です。

○藤井会長 外なの。

○12番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ありませんか。よろしいですか。御本人は高齢ということですが、お仲間がおられるということですので、ぜひそちらの方と一緒に頑張っていただきたいという思いもありますけれども、目を掛けてあげていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で1番は承認いたします。

続きまして、議案37号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに議案と資料の修正をお伝えします。お手元の議案書の修正一覧を御覧ください。

まず、議案書についてですが、議案書3ページの議案37号の番号6番につきましては、譲受・譲渡人の欄が修正一覧のとおり修正となります。

続きまして、資料の修正は6か所ございます。

議案第 37 号の 1 につきまして、資料 8 ページは文言の修正、資料 10 ページは水利組合取水者の追加。

議案第 37 号の 2 につきまして、資料 16 ページ、こちらは水利組合取水者の追加。

議案第 37 号の 3 につきましては、資料 21 ページ、雨水・排水図の差替え。

議案第 37 号の 4 につきましては、資料 27 ページ雨水・排水図の差替え。あわせて資料 52 ページ水利組合の代表者の追加をしております。

以上の修正がございます。御確認お願いいたします。

それでは、議案第 37 号について御説明いたします。

議案書は 2 ページ、資料は 5 ページからとなります。

議案第 37 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は 8 件です。

この 8 件の転用目的の内訳ですが、建売住宅が 2 件、自己用住宅が 2 件、進入路が 1 件、公園が 1 件、太陽光発電設備が 2 件です。

受付番号 1 は、建売住宅です。資料は 5 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 5.5 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号 2 も、建売住宅です。資料は、11 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 5.5 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。開発許可を申請中です。

受付番号 3 は、自己用住宅です。資料は、17 ページです。

農地区分は、集団農地面積 23.9 ha の農地で、施行令第 12 条第 1 号に該当する第 1 種農地と判断します。農用地除外申請中です。

受付番号 4 は、進入路です。資料は、23 ページです。

農地区分は、集団農地面積 23.9 ha の農地で、施行令第 12 条第 1 号に該当する第 1 種農地と判断します。農用地除外申請中です。

受付番号 5 は、太陽光発電設備です。資料は、29 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 0.7 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第 2 種農地と判断します。

受付番号 6 は、公園です。資料は、35 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 7.6 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第 2 種農地と判断します。

受付番号 7 は、太陽光発電設備です。資料は 41 ページになります。

農地区分は、集団農地面積4.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号8は、自己用住宅です。資料は47ページになります。

農地区分は、集団農地面積72.2haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。開発許可申請中です。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番と2番を一括上程させていただきたいと思います。

地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、吉本です。それでは、1番と2番、一括ですが、業者の方が——という——の業者の方なんです、この方が4人の方の農地を買い取って建売住宅ということです。

順番として、まず、37の1からお話をしたいと思います。

資料は、10ページを出してください。10ページに絵があると思います。10ページの、ごめんなさい、5ページです。5ページの資料の上を見てください。

そこに37の2も申請地というふうに書いてありますから、ちょうどその間は既に建売の住宅が建っております。今、建設中です。緑のほうは37の1です。

この土地は、—さんの土地と——さん、——さんは資料2ページで——m²と非常に少ないんですが、前回の建売で売却した残りを1mぐらい残っておった、それを今回売却されるということで数量が少なくなっております。

7月11日に9時から事務局の3名の方と小委員長と私が行いました。その結果について報告をいたします。

農地は現在、休耕地として草刈りはしております。———mぐらい東なんです。

——と—さん、—さん、水利組合の方、—さんと—さんは電話で売却の確認をしております。——のほうも電話で11時35分行っております。水利組合は先ほど資料の訂正点にもあったんですが、資料の、いつもあるんですが、資料の10ページの被害防除計画書の一番下の水利組合と取水者というのがありますね。取水者という方がこの地区の担当の方なんです、この方が今回、資料訂正で——さんという方が担当なんです、直接お会いしたら同じ日に来られたということで、一応、37の1も2も同じに来られたということで確認はしております。

現地で一般基準、立地基準、一般基準というのはここでないとかに該当する土地がない場合はよいということになっておりまして、実は立地基準というのはここは四角で非常に優良農地のように見えるんですが、水の集排水が非常に悪くてU字溝もなく、ちょっと地図じゃ分からないんですが、11ページの、5ページでもいいですが、下のほうの水路は全然擁壁のない状態です。もう崩れたような状態、水が流れんというか。それが理由でこの周辺は稲を耕作しておられたんです

が、そのためにもう辞めたという方が多いという、非常にそういう水利が悪い土地であります。したがって、立地基準はいいなというふうに考えております。したがって、今、休耕地ばかりということでそういうような状態です。そういうことで、この37の1の—さん、—さんについては以上のような状態です。

続いて、37の2、これも資料のほうは11ページ、同じなんです、11ページ、16ページを見てください。

これは—さんという方と—さん、これは—の方なんです。この方には電話で12日に確認をいたしております。

同じく11日に現地調査を事務局の3名の方と小委員長と私が行いました。

どちらも同じような状況の田んぼでありまして、こちらはちょっと管理が悪いということで、かなり草が伸びておりました。そうは言いながら、宅地はちょっと進んでおりまして、この場所についてももう耕作はちょっと不可能なような水の状態です。ですので仕方ないかなというふうに地元委員としては考えております。皆様方の御意見をお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。37の1番、承認頂ける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、承認頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、4番も一括上程させていただきたいと思います。

地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第37号の3番は譲渡人の農地を譲受人が譲り受けるという使用貸借による権利の設定です。

現地確認は7月11日、事務局の方3名と池田委員が行いました。7月12日に譲受人さんと連絡をしたんですが取れなかったということで、譲渡人さんと現地を確認しながら聞き取り調査を行いましたので、その結果、報告します。

現地は資料の18ページにありますように、ちょっと分かりづらいかと思いますが、いつもの言います。

————から北に直線で——mぐらいのところにあります。

譲渡人と譲受人は——の関係で、今後は農業を手伝いながら先々は——の面倒を見るということで自己用住宅を建てられるために申請地を転用しようとするものです。

この中で資料の差替えが21ページの部分がありますけど、ちょっと説明させていただきます。

最初に頂いた資料は浄化槽に雨水が入るような図面になっていると思うんですけど、それはちょっと問題があるということでした。いろいろ問い合わせたんですけど、事務局のほうからも御尽力を頂いて、今回は雨水は浄化槽を出た後に接続されるというふうに変わっております。

次に、この案件に係る条件の許可基準ですが、資料の23ページにありますように農地区分は第1種農地です。第1種農地は原則転用許可することができませんが、この申請地は住宅が連担している場所にあり、例外規定であります農地施行規則第33条4号に該当するため、許可基準を満たしていると思います。

これは今の3番ですけど、3番に伴って4番のほうですけど、4番は譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて進入路を拡幅するために所有権を移転したいという申請です。

現地確認と聞き取りは先ほどと一緒にです。同じ日に行っております。

現地の資料は先ほどと一緒にですが、場所是一緒ですけど、隣なんですけど、3号の件で自己用住宅の件で図面上は進入路がないということで現地を確認されましたら、資料の25ページにありますように平成一年に4条の届出が出されたときに無断で進入路が拡幅されていまして。今回、始末書も提出されて、新たに所有地も所有権移転を行うものです。

この案件に関わる農地法の許可基準ですけど、先ほどと同様で第1種農地で原則転用不可ですが、例外規定であります農地施行規則の33条第4号に該当するため、許可基準を満たしていると思います。

一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当していると判断します。

皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

○7番 7番、小山です。実は、今日、法定外公共物の関係で道路課のほうに寄って話を聞いて来たんですけど、実はこの27ページ、差替えの部分も一緒だと思いますが、この進入路の中に水路ですから青線が残っておるわけです。こういうことは通常あり得ることなんで、どうなんですかということでしたら、実はここの水路は——です、左側の上のほうからずっと下りて行って——までこの水路は死んでいると、もう既に水は流れていないということで、ここの場合はコンクリートでもう道になっているということでしたけども、全く水路の機能を果たしていないというようなことでございました。

本来であれば、ここの25ページにありますけど、緑色の上の部分の、要するに道路に係る水路に

については本来であれば——が払下げを受けて買われにゃいけん話であろうかと思います。道路課のほうの担当者の話によれば、本来、この水路は先ほど申し上げた——のところから——の間ずっと死んでいるんだから、これらを関係者に払下げせんにゃいけんというのが原則でありますけど、とてもこれは面積も多いですし、ましてや——の方、——さんですか、この方については全く関係のない話でそんな話合いの話を持っていくようなことはできないというようなことで、今回はこの分については何か念書か何かをもって処理するということで、一応、形の上では水路は機能していないということで処理されるという話でございました。分かりますか。

ちょっと非常に持って行きようがない話になって申し訳ありません。もうちょっとひっかかるものですから、法定外公共物のほうに行って話、担当者の——さんともいろいろ話をしたんですが、ちょっと話がかみ合いませんでしたので、ちょっと私の担当じゃありませんが、どうもちょっとおかしいんじゃないかという、本来道路の中に水路があるということはある得ん話であっておかしいんじゃないかということから話を聞いたら機能はないと、水路の機能はないということで今回処理ができるということでございました。

以上でございます。

○藤井会長 事務局は話を聞いとる。念書は道路課のほうは誰に取ると。

○事務局 分筆登記のときにもう念書は取っている。

○藤井会長 そうなんですか。地元委員さん、よろしいですか。

○18番 司法書士の方にそういう質問をさせてもらったんです。そうすると、今回、道路課のほうに誓約書を提出していると、今後、さらに工事を行う場合は赤線、青線は元に戻すということは出されているというふうには伺いました。

今、水路として機能していないというお話もありましたけど、確かに農機具が壊れてもう耕作はされていないということは伺っています。それももう一年ぐらい前からじゃないかというふうに伺いました。

水路は元々あったんですかという話をさせてもらったら、水路はU字溝があるわけじゃなかったと、元々、あの当時ですからくわか何かでしょう、それで水を掘って水路として、水路を作って使用していたという話はちょっと伺いました。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。今の件も含めて。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

- 1番 1番の池田でございます。議案第37号の5は譲渡人3名が——へ太陽光発電設備のために譲り渡すという所有権移転の許可申請でございます。

現地確認を7月12日午後5時から事務局3名と石川小委員長さんと私の5名で行いました。関係者の方には7月16日、電話で事情をそれぞれ聞きましたので、報告いたします。

場所は資料の29、30ページを御覧ください。

——の下でございます。既に周囲はほとんどが太陽光設備になっています。

現地の——の譲渡人は長い間、周囲の荒廃地の中でもち米を作っていたらしいんですけど、4年ぐらい前から耕作されなくなっていましたので私も気になっていましたが、御高齢となられ、——にもなられ、——も管理できないということで譲渡されることとされたそうです。

ほかのお二人はこれまでもほとんど管理されておらず、荒廃がひどく、木々が立っている状況です。

行政書士さんにもお聞きしまして、いつもの方ですので、もうきちんとするということでフェンス、標識、それから水路の清掃などきちんと気配りしていただくようにお願いしました。

計画書にもございますけど、一番下に隣接居住者等に対し工事施工前までに事業概要を説明する。そしてまた、該当事業にあたり近隣トラブル等が発生した場合には誠意を持って対応します、これはちゃんと守りますのでということでございました。

29ページにありますように第2種農地と判断されます。

以上、報告を終わります。皆様方の御審議よろしく願いいたします。

- 藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

- 12番 12番、石田です。近隣への説明なんですけど、確かこの前決めた部分では転用申請前までに説明して、その結果を事務局が聞き取るというか、となっていたんじゃないかと思うんですけど、それでよろしいですか。ですよね。だから、必ず説明しますでは本来いけなくて、この申請前までに本来は説明をして、それがどういう答えであったのかも含めて、やっぱり委員さんはここで発表をするようにしなければ、変えていかなければいけないのじゃないのかなと思っているんですけど、今日説明しますと今回言われて説明は終わっているんですか。その辺、確認をしていないということですか。

- 藤井会長 地元委員さん、どうですか。

- 1番 その確認は取れておりません。今までそういう状況だったんで、そこまで要求はしておりませんでしたけど、どうなんですか。

- 事務局 近隣居住者という方、今、隣接の所有者、これで言う——さんのほうは特に問題がないようであればですけど、図面上、居住者が書いてありますが、居住者の方、この辺にはいらっしゃる

ないとは思いますが。隣の所有者の方はどうなのかなというのは。

- 1番 一応、トラブルがあればということで説明をするというふうに言われたんですけど、いま一度きちんと念を押しておきましょうか。問題があれば、いつでも言ってくださいというふうにおっしゃっていますので。――さんですけど、――さんも同様に、以前、あそこに――の取り付けのところで――――していらっしやったのかも、ちょっと現在どうなのかなと思っているんですけど、――が本気だったので、その方が亡くなられてどうかなと思いますけど、その――さんが隣のところをずっと、今空いているところ、――と書いてあるところを持っていらっしやるんです。全体じゃないです。道の側のほうですけど、一時ちょっと埋め立てていらっしやいました。事情を聞きましたら、そこに――を植えたかったんだと、だけど、適さなかったと、それで自分の自宅の近くに植えられました。その後、ずっと荒廃になっておりまして、現在見てもかなり荒れております。いつも言うんですけど、はいはいという感じでなかなかやってもらえていないところです。

一応、行政書士の方、そういうふうにおっしゃっていますので念を入れて伝えておきたいと思います。よろしいでしょうか。

- 藤井会長 どうぞ。

- 12番 ありがとうございます。この方はちょっと初めてということで、委員さんのところに行ってからじゃ、時間がないから結局こうなるんです。だから、申請時にちゃんと事務局がこういうのをやってくださらないと、やっぱりこういうことが繰り返されるはずなので、せっかくみんなで決めたルールなので、そこは事務局のほうでしっかりと申請があったときにちゃんと話してから来てくださいというふうに見ていただくのがいいんじゃないかと思うんですけど、じゃないと時間がないんで、議案を見ていただくときにですね。

- 藤井会長 その辺ちょっと今、手元に持っていないから定かではないんですけど、あの文章では、近隣農地、水利組合を基本に説明をちゃんとするようにで、それ以外の自治会とかほかの団体についてはその事案ごとに委員さんとどこまで必要かを検討して説明をするというような認識だったと思うんですけど、その辺どうだったですか、はっきりしたところは。

- 事務局 基本的には隣接の所有者、だから住宅と田畑も含めて隣接の所有者には基本的にはするというふうに.....

- 藤井会長 あと水利組合はそうですね。

- 事務局 水利組合と。今回、こちらのほうの書き方としては隣接の居住者というふうに書いてありますが、実際ここに土地の周辺には居住者の方は基本的にはいらっしやらないというふうに考えていますので、あとは隣接の所有者の同意がどうだったかということになる。

- 12番 多分聞かれていないんですよね、事務局は。

- 事務局 申請のときは隣接の同意がどうだったかというのは.....

○12番 今回はね。

○事務局 今回はまだ。

○12番 じゃけえ、今回の方は初めてっちゅうかスタートしたばかりでしょうがない、次も議案、太陽光がありますけど、聞いていないものはしょうがないですけど、次からは確実にその辺をきっちり申請時に確認して、1枚ものにするかどうか、トラブルが本当に起こっていないかとか、その辺も含めて委員さんにお伝えしていただかないともう間に合わないので、議案が届いてからじゃ、その辺の確認が。その辺をお願いできたらと思うんですけど。

○藤井会長 だから、さっき言ったようにその委員さんと基本的に、もう一回繰り返しますけれども、隣接の田畑の所有者、水利組合が基本で、そのほかのところは説明する団体がほかにあるようであれば、そのつど地元委員さんと協議してその許可を取るか、連絡をどういうふうにするかを相談してからということだったんで、今回、善意に解釈すれば、その段階で地元委員の池田委員さんがそこまで事前に必要ないというふうに判断されれば、それは事前に説明しなくていい、今回の施工前に説明しますという約束を取り付ければええというふうに私は判断しちゃったんですけど、違いますか。

○事務局 隣接にはもう事前に。

○藤井会長 その隣接、水利組合以外、ほかの居住者なりほかの説明が必要な団体があるとすれば。

○事務局 ほかに方についてはどこまでの範囲か、地元から事前にもうお知らせくださいというふうに伝えておりますので。

○藤井会長 そうやろ、それで仮に今回、地元の池田委員さんがそこまでの説明が事前には必要ないというふうに、問題が過去にも起こっていないというふうに判断されたら、そこは省けるつもりで僕は思ったんですけど、そういう解釈じゃいけなかったですか。

○12番 いいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○12番 最低限、隣の農地所有者は申請前に必ずこちらは事務局が聞き取っておかないとルールを作った意味がなくなるので、多分それも今回されていなかったの。

○藤井会長 そうなんや。

○12番 今から説明しますという行政書士さんの回答を頂かれていたの。

○藤井会長 それは居住者に対してでしょう。

○12番 いや、居住者というか農地所有者。――さんという、この隣の人。

○藤井会長 そうなんじゃ。

○12番 今から説明しますという、さっき説明されたので、それはちょっと話がおかしくなっていますということで、事務局に、池田さんというよりは事務局に今言っているんですけど。

○藤井会長 分かりました。だから、さっき言ったように、少なくとも隣接の農地への影響はもう避けるというのが趣旨ですから、近隣農家や農地所有者にはちゃんと事前に説明して形にできるものはできるふうにする、できないものはちゃんとその辺で約束してもらおうという手続は事務局のほうでしていただきたいというふうに思いますけど、それでよろしいですかね。

○12番 はい。

○藤井会長 じゃあ、次回からその辺はちょっと徹底していただきたいというふうに思います。

ほかに何か御意見あればお願いします。

じゃあ、今回のあとの居住者のほうはもう施工前までに池田委員さん、ぜひ確認しておいてください。されたかどうか。

○1番 はい。

○藤井会長 それともう一つ、私のほうから聞きたいんですけど、この今回の譲受人につきまして、最近結構出てきておるわけですが、比較的しっかり対応しておられるという話は前から聞いておるんですけど、いつからこの業者さんが入って来られたか私も定かでないんですけど、今に至るまでまだパネル設置工事が1つも完了していないということですけど、これ何か理由があるんですか。かなり前からこの業者さんの名前が出ておったような気がするんですけども。（「それもちょっと気になっているんですけど」と呼ぶ者あり）かなり私の記憶じゃ許可は出していますよね。どうぞ。

○2番 2番、石川です。私が担当した事案が割と始めのほうだったと思うんですが、パネルの設置はできています。できているんですが、接続がされていないです。線がつながっていないっちゃうか。どうなんかなとは思っていますけど。

それといつ頃やったか、3月ぐらいからの事案はまだ設置が全然手つかずじゃないかと思うんですが、パネルが入って来んというような説明を受けたんで。

○藤井会長 それならえんですけども。

○2番 その辺からは多分できていないと。

○藤井会長 ありがとうございます。というのが、この業者さんがやられておるのはここにも書いておりますように非FIT、買取制度に乗っからない施設がほとんどですので、そっちのほうでいろいろな問題を抱えておるのかなというふうな思いもしたんでちょっとお聞きしたんですけども、その辺、事務局どうなんですか。そういう話は1つも何も入って来ていない。

○事務局 そこは特に。

○藤井会長 FITに乗っかっていないということは自分でから売ることなんでしょう。だから、その辺がちゃんとめどが立っておるのかどうか、ちょっと不安になるんですけど。（「売り先が見つからんっちゃう」と呼ぶ者あり）それもあるんじゃないかなと。（「それか転売目的かどっち

かですよね。転売の場合はこういうことが起こるんで」と呼ぶ者あり）今のところ事務局にもそういった情報も入って来ていないようですので、ぜひ皆さん方、何かそういう動きがあれば、また教えていただきたいというふうに思います。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。本案件なんですけど、先ほど3条で出た場所のすぐ近く、—になります。

元々ここがかなり前、三、四十年前、畑には一応これ地目になっているんですけど、地元の方も誰も知らなくて、私も申し訳ない、知らなかったんですけど、三、四十年前からもう転用されていて、—の運動広場として使われていたところでございます。実際に私も子供会とかの会長をやっていたときにポートボールとかをここでずっとやっていたりしていたんですけど、今回この相続というか田んぼのほうを手放されるということで家とか、その中で調べていくうちにここが農地だった、実は畑だったということが分かって、ちゃんと始末書とともに転用の届出が出されております。

譲渡人が——さんなんですけど、後見人がついておられます、33ページです。譲受人は——になっております。

地縁団体になっているので不動産を取得できる。自治会によってなっていたりなかったり、不動産とか持っていない人がなっていないたりするんですけど、地縁団体なのでその不動産を取得先にとということで、今回、名義を変えようとするものです。（「使用貸借」と呼ぶ者あり）そうです、使用貸借です。ごめんなさい。

以上です。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案37号7番は—の農地を太陽光発電設備に転用するという申請になり

ます。

資料が41ページからになります。

現地確認を7月12日に事務局3名、石川小委員長とともに行いました。あとヒアリングを後日、代理人の行政書士さんに行いましたので御報告いたします。

現地なんですけれども、これが——から——へ抜ける——線沿いで——側に降りた——にあります。こちらの農地なんですけれども、すごく広くて2.5haあります。これまでその大部分は——さんが管理されておりました。

今回の転用で工事される業者さんなんですけれども、——で大規模に太陽光をされております——さんとなります。

あと、今回1ha以上の農地転用ということで、土地改良区の許可が必要ということなんですけれども、それは許可は先日下りておりますので、御報告いたします。

まず、近隣住民への説明なんですけれども、こちらはもう既に行っておるということでした。

今回、工事前にまた改めて41ページをちょっと御覧ください。

近隣住民が、この地図でいくと——におられまして何軒かありまして、特に——の方が太陽光の——になるのでちょっと心配なんで改めてもう一度説明のほうをお願いしておきました。

現地確認の際、ちょっと懸念される点が2点ほどありました。1つは水路なんですけれども、41ページの申請地が3つ書いてあるんですけれども、その間に1本線があるんですけれども、それが農道と立派な水路があります。この水路は近年できた水路でして、こちらの水路が荒れてくると非常にこの場所だけではなくて——の上のほうも非常に困るなということで懸念しておったんですけれども、先日の土地改良区の会議の際にここの水路の清掃を年2回やるという誓約書込みで許可するというで決定したということですので、誓約書自体は後日出ると、先週の時点で言われておりました。

あと一点、気になった点は農道です。こちらの農道に関しても——さんがずっと管理されておりまして、——さんはこの申請地の——で今後も——を取られるそうなので、そちらのほうにくれぐれも支障がないように農道の整備等も改めて行政書士さんをお願いしておきました。

最後に、今回、今まで——さんが営農されておった農地がこうして転用になるのは非常に残念ではあるんですけれども、結局、ここ水路が、立派な水路ができた結果、こういったことになってしまったわけで、どうなのかなという思いもあるんですけれども、強く反対する材料もなく地元委員としては致し方ないかなと思っております。

以上、説明となります。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○5番 5番の木原です。——さんのところが使っていたということで、これからの営農に支障はない

のでしょうか。

○藤井会長 これはどちらに答えていただきましょうか。――委員さん。

○一番 これまでも何回も皆さんにお話ししていたと思うんですけど、影響がないかと言われたら影響あります。飼料価格が高騰していますので、本当に情けない状態で、これを受け入れるまで、もう我が家としても本当ショックが大きかったんですけど、やっと何とか仕方がないかなと、幾ら考えてもうちの持ち物ではないので、持ち主さんがそういうふうに分められればどうしようもないなと、事前にもうちちょっと上手な対策があったんじゃないかなと私も力不足で後継者に申し訳ないなと思っております。

先ほど説明がありましたけど、中山委員から説明がありましたけど、水路がとても立派にできております。それは建議で私はいつも水路をきちんとしてほしいと書いていたんですけど、それで崩れそうな土手だったんです。そこを私、トラクターにその頃は随分乗っていましたが、もう怖いながらも必死で仕事が一生涯懸命でしたから必死で乗ってまして、これちょっと運転を誤ったら、もう水路に落ちてトラクターが上から落ちるなというふうについて思っていたので、市長さんにそのように言いましたら、――さんがけがしちゃう困るねということですすぐどうにかならんかねと言ってくださったんですけど、市ではどうにもできなくて、――の土地改良区のほうで支援しましょうという感じで言われまして、水路が長いものですから、私ちょっと提案したんですけど、3分の1ずつでもいいから3年計画でやってもらえませんかということで、そしたら本当に3年計画で立派になりました。水路と道がすごくきれいになりまして、それができた頃に、そのときは太陽光じゃなかったんですけど、ほかの話でしたけど湧いてきまして、自分は何をしたんだろうと、最初の話ではもう水路もめちゃめちゃになるような言い方もされていました。結果はそこを使うような感じでした。それが頓挫しまして、皆さんも気になっておられたもんですから、もうそれを止めることはできなかったんです。買取価格がすごい高いようなことを言われて、とてもじゃないけどそんな零細農業をしていて何千万円というお金を出してその土地を全部買うということは私たちにはできなかったのもう断念したんですけど、よくよく考えたらひっかけられたかなとか、そういうふうなことも思いました。ただ、現実を受け入れるしかないのもう、私たちはもう今できる方法で生き残っていこうと子供たちと話しております。

以上でございます。

○藤井会長 御意見ございませんか。

○2番 2番、石川です。現地確認に私も一緒に行ったんですが、反対する根拠もないんでしょうがないかねという話にはなったんですが、基本的に営農をずっと続けている農地を太陽光発電にするというのはどうなんかなという思いが大変してまして、特に2haという優良農地ですから、その辺、やっぱり今後議論をすべきなんじゃないかと思えます。

特に先ほどから水路がという話が出ていますが、小さい幅の狭い水路じゃないです。幅も1mぐらいあるととても立派な水路があるんで、ちょっと見て驚いたぐらいの水路ですから、そういう工事をした後に農業以外に利用するということになりますから、じゃあ導入した税金、土地改良区と言え、補助が入って運営しているんで導入した税金が無駄になるということにもなりますし、その辺がいかげなものかという気はしています。ただ、残念ながら反対する根拠がないというところなんで、今後この辺をやっぱり県なり国なりに提案をしていくべきではないかと思います。

国は今再生可能エネルギーを推進するということでやっていますが、荒廃農地というのは確かに有用と思うんです。だから、荒廃もしていない、ずっと使い続けている農地をこういうふうに移転するというのは何かやりようがあるのかなという気がしなくもないんですが、ただ個人の財産ということはあるんですが農地なんで、農地としてずっと使わせてもらっているということになると両方とも個人の財産と考えるのもちょっとどうなんかなというところがあります。

先、やっぱり今後議論をしていくべきだろうと思っています。

- 12番 石川委員さんがおっしゃるとおりで、本当に私も実は、昨日、講演に呼ばれて話す中で、農地・地域の共有財産なんだという話なんです。法律上は個人ということにはなっていますが、個人のお金でどうこうしてすごい何百年も前から先人が作って来てくれた肥土とかを平気な顔をして今の目先ののはした金で潰してしまうんです、これで。本当に罰当たりなことで、将来世代に対しても本当に申し訳ないから、本当は国とかがもうちょっと前を向いて動いてくれないといけないんですけど、そういう動きもないので、もう別に今回の件でも周辺農家に多大な影響を与えるということで農業者の代表、多分、農業委員は反対したって別にいいんじゃないかなと私は個人的には、私は今から反対しようと思っていますけど、何ら問題ないんじゃないかなと、多大な影響を確かに与えますよね。潰しかねないような事態ですよ、農家さんを。やっぱりこういうことを農業委員会がやっぱりちゃんと腹をくくって考えたほうがいいんじゃないかなと、行動に移すべきじゃないかなと、即です。議論を待っていてもどうせ市の市議会とかにちょっとプッシュするというのとは思うんですけど、同意を取り付けんにやいけん条例をつくとか、そこをプッシュするというのもありかもしれんけど、目先、本当、もうこれたちまち大問題に発展するのが目に見えているのでどうかなと個人的には思っております。

- 藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

- 13番 13番の熊安です。今、この————を植えてある場所をそういうふうには太陽光にしてしまうということは私は絶対反対です。私1人が反対してもこれはどうにもなりません、荒廃農地だったらいいと思うんですけど、これは——さんのところはずっと————もそこでつくって——にしていられちゃう、そんな大事な食料の元なんです。そこをそういうふうには簡単にお金が、坪単価が高くなるからそちらのほうに行けるというような感じでそちらの太陽光の

ほうに皆さん向いて行かれて、本当、——さんのところすごくショックだと思うんです。だから、こういう前例をつくらないように、この会から今度、将来的にはじゃなくて、今日からこの今すぐにこれを食い止めたいと思います。私の考えとしては。それが可能なものかというのは私には分からないんですが、こういうことがあってはいけないんじゃないかなと思います。今から、今後、————に頼っていくとなると、また価格もすごく高くなってまいりますし、こういうことじゃ——をされる方たちの大変なことになると思います。

こういうふうに通——をされる方の——を、食べ物を作っているところ、そういうところは荒廃地じゃないですよ。だから、そういうふうに通どこでもそうですが、荒廃地じゃないところにこの太陽光を建てられるというのは私は絶対反対なんです。それが荒廃地ならいいです。でも、大変重要な土地であるのをわざわざ太陽光にする必要はないんじゃないかなと思います。もし、これが通れば、私は農業委員を辞めたいです。そこまで私は言い切りたいぐらいです。だから、今回のこのこれが賛成じゃなくて、皆さん反対かどうか分かりませんが、私も反対していきたいです。

以上です。

○藤井会長 ほかの方、どうぞ。

○11番 11番、池田です。——委員さんに1つお尋ねしたいんですけど、当事者との契約です、使用貸借契約とか10年とか、契約を解除する場合は双方から一定の条件の下に1年前とかいろいろ細かいことが規定があると思うんです。その辺で契約なんかはどういうふうになっているか、ちょっと分かればお尋ねしたいんですが。

○一番 この話はもう5年以上前からじゃないかと思うんですけど、うちは利用権の設定をして、この地域は全部管理しています。我が家が管理しているのが1町7反ぐらいです。東側と真ん中あたりです、今、図面で見ますと。41ページのあの図面ですと。真ん中のところへちょっと一部耕作していないというのがあります。そうです、真ん中のエリアのところ、——さんという方の田は作っていません。あと2か所全部を作っていて1町7反ぐらいあります。もう20年くらいにはなっているし、ちょうど去年、司法書士さんが来られて、おとしぐらいか、ちょうど切り替えの時期が来まして、まだすぐにはできないからということで一応、司法書士さんですからちゃんと念書めいたものも取られまして、私もこれ何軒かありますけど、ずっと家を回って歩くんですけど、お願いに歩きましてぎりぎりまで作らせてくださいということで、今年の6月いっぱいまでという約束で作りました。これは皆さん、本当に私、涙が出そうなほどうれいんですけど、熊安さんがそういうふうに通ってくださってありがたいんですけど、もうちゃんと印鑑も押していますし、お返ししますというのは私は自分が農業委員として変なことと言っちゃおかしいけど、きちんとしなきゃいけないと思うから、それぞれの家庭の事情を知っていますので、もうほとんど皆さん高齢化しているらっしゃって、子供さんからもうあなたの代にきちんとしなさいという感じの言葉をかけられてお

られる家庭がほとんどですので、もう仕方ないかなと思いながら自分たちに言い聞かせてずっと最近は過ごしていますので、これは本当に皆さんありがたいと思いますけど、私、今回、何も言うまいと思って来たんですけど、もうこれは現実として受け止めなきゃいけないと思って、でも皆さんとああいうふうに本当、石田委員、石川委員さん、木原さん、本当ありがとうございます。熊安さんありがとうございます。もうその気持ちだけで十分です。公的にまたどうのこうのなってもとてもじゃないけど戦えることじゃありません。もう私がちゃんと印鑑を押していますので、お返しするということでやっていますので、これはどうしようもないことだと思っています。

以上です。皆さん、ありがとうございます。

○藤井会長 —委員さん、ほかの続きはいいですか。今の答えを受けて。よろしいですか。—委員さん。

○10番 10番の吉本です。今、—さんが最終的に言われたことで仕方ないというふうに判断するんですが、私も20枚の田んぼで5つほどうちの田んぼで、あとはよその田んぼで利用権の設定あるいは中間管理機構で貸借契約をしているんです。これの覚書を見ると対等なんです。双方の同意がないと売買もできないし、一方的に売り取りはできないんです。ここにいらっしゃる方は農業をしていらっしゃると思うんですが、ただ預かっておるということで非常に管理に手間暇かかるんです。預けられた方は手足を汚さないで、ただ知らない状態。千差万別ありまして感謝される方もあるし、あれは好きでやりよるじやとかいうふうな方もいらっしゃるし、安堵していらっしゃるのも多いです。

今回の事案じゃなくて、やはり今後、営農活用をしているところにこういう太陽光が入った場合は、やっぱり営農活動を優先するということでこの農業委員会、そういうところについてはやっぱり認めないというのはできんから、やっぱり見直してくださいと、少し考えてくださいというのをここで私決議したらいいと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）荒廃地は仕方ないと思うんです。だけど、営農活動をしている、牧草とかやっぱり稲作とか田とか、そういう柑橘類もやっているし、現在、営農しているところはやはり我々が守らんやいけんと思うんです。そういうふうに私は思います。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○13番 私も今の御意見に大賛成です。営農活動を実際しているところをそういうふうにはばって切り離すようなことをされたら、本当、これからの農業も発展していかなくなるんじゃないかと思います。よろしくお願いします。これは大きな問題だと思います。

○藤井会長 ほかにございませんか、御意見。

私もそういうふうに思いますけど、一番近くあるのは先ほど池田委員さんもちよつと説明され

た、利用権なり設定の契約の問題なんですけれども、これを更新なり解除する手続というのはどうなっているか、ちょっとよく把握できていないんですけども、10年契約しました。6年で解約します。そのときに双方が同意すりゃできるでしょうけれども、片方が返さないと言え、10年待てばできるのか、それは当然契約ですから10年の権利ですよ。それを何十年作っておろうが今やりよるんじゃから返す気ないけえ言われて駄々こねるわけにはいかないものだろうと思うんです。このことをたびたびいいですけど、太陽光だからこういうことが起こるわけで、これ例えば契約を一生懸命やりよるのを突然返せって言われて契約切れたから返せって言われても同じように借主は露頭に迷うわけで、それを守る手立てでも今は法律的に何かあるのかどうか。既得権みたいなものが。その辺、ちょっと知りたいんですけど。そういうのは全然ないんですか。

○12番　　ない、今の法律を変えたりしないと駄目です。個人所有を認める。さっき言ったように本当にもう作れなくなった人の農地を土地改良区なりが取得したりとか、そういうことを本当に本気で進めていかないと解決しない問題です。

○藤井会長　ただ気持ちは分かりますけど、太陽光を出すけど、今一生懸命営農をやっておるけれども、それだけを盾に反対するのもそちらのほうの法律の縛りがあって、なかなかこれ一枚岩じゃない問題だと思うんで、何か意見ありますか。

○12番　　私は今のところ反対しようと思っと思っていますけど、周辺農家に多大な影響を与えることが明らかなわけですから、ここは法律を精査する機関じゃないので農業者の立場に立ってちゃんと農業を.....

○藤井会長　でも、返せと言うて、みんなこれが返されたら周辺農家もくそもないわけやろう。

○12番　　そうです。

○藤井会長　でしょう。将来的に営農ができんわけですから。だから、それをその理由を盾に戦うのはちょっと難しいんじゃないか。こういう皆さん、全員が同意されておるわけでしょう、この地区は。その辺のところから戦えるものかというのも一番気になる。気持ちは分からんでもない、僕もそうですから、これは営農されておる農家も守りたい気持ちはあるけれども、それが筋が通っておるものかどうかというのはよう精査せんと。

○12番　　裁判で負けたらしょうがないかもしれんけど。

○藤井会長　やけど、今の理屈から言うたら負けるでしょう、まず。

○12番　　どうですか。農家の立場に立って問題提起、社会に向けて投げかけるようなこと、僕はやるべきだと思います、そこまで。

○藤井会長　どうですか、その辺。それは道理を通したけりゃ、僕もそれは皆さんの同意が得られりゃ、そっちでから行きたいという思いはありますけれども。

○10番　　言っていていいですか。

○藤井会長　どうぞ。

○10番　今、一字一句まで覚えていないんですが、農林水産振興課で利用権の設定というのがありまして、甲と乙が契約するんですが、その覚書というのがついているわけです。最初の砦は双方が合意するということなんです。ここなんです。ここは勝てる要素があるんです。それはお願いしていません。今お米を作っているから、例えば秋まで待ってくれと、機械も新調したんじゃから、もう5年ぐらい作ろうと思うておりますと。そういうのがまず第一砦だと思います。その中で相手方が無視されて、いや、うちは売ったほうがいいんじゃないかと、あんたに作ってもらわんでもええんじゃないというケースがあれば、それはそれで仕方ないと思うんですが、今はそれしかないです。それが対等でお互いが利用権設定するってなっているんです。だから、そこが対等でお願いするという形だと思います。農地を守るということはそういうことなんです。あの人たちのほうの味方につくという、私たちは。だから、住宅を建てるとか太陽光する人たちの味方につくんじゃなくて、やっぱり農地を守るほうに、まず第一段階では我々が支援してあげることでもいいと思います。その中で駄目なら駄目で仕方ないと思います。

以上です。

○藤井会長　あとにもありますけど、18条の1項で合意解約がありますが、あれはあくまでも双方の合意の上に成り立っておるもので、合意せんかったときにできんかったときにどうなるかということなんで、今回の案件に対しましても、これ四、五年前からそういう話があって、そういう意向が借り主のほうにも伝わってきている案件ですよ。急に昨日言って今日どうかせえとかいう問題でもないわけで、その辺の猶予があった上で話が進んだものを反対で止めることができるかどうかということも引かかるんですけど。どうぞ。

○11番　私も前にちょっといろいろこの契約の件は調べよったんですけど、今ちょっとはっきり忘れているんですけど、今の双方合意というのは契約期間がある中での、満了来ないけど、10年での契約だけど5年目のときに返してもらえんじやろうとか、そういうときに双方合意っちゃうのが出ると思うんです。10年のときには契約内容に自動更新とか内容にいろいろ書いてあるのが契約書はまちまちだけどあったんですけど、どっかの解釈として。だから、これは事務局にこういう契約、何かあったと思うんですけど、その辺の資料的なものをちょっと調べていただいたら助かると思うんですけど。

○藤井会長　満了の場合にはそうでしょうけど、先ほど説明があったように20年契約は去年迎えたとかそういう話も出てきましたから、途中解約ではないわけです。その辺のところもどうかなというのとも思いもあったんで。どうぞ。

○一番　皆さんの気持ち、本当にありがたいんですけど、ここの方々は皆近所なんです。だから、今回、もし通らなくて本当気まずい思いになると日常生活が今度は大変なことになるんです。—とい

うのは本当—————一番気になるところでして、近所の皆さんに本当頭が上がらないぐらいの生活をしているんです。その中で、もしこれが通らなかったら矛先が今度うちへ回って来ると思うんです。子供はそれも恐れているんです。だから、本当応援してくださるのは本当うれしいんです、ありがとうございます。よく分かりました。だけど、やはりそれぞれの方々の顔も浮かびますし、もういろんな方がいらっしゃいますので、そのところは皆さんどうぞよろしくお願いします。

○藤井会長 今回の件は先ほど話してもう契約書にも判こを押されたと御本人がおっしゃっているようですので、それはこれから今回の案件はもう絶対私は通してもらわなくちゃ困る案件とっておりますけれども、こういうケースはこれからも出てくる話ですので今後こういうことがあったときにちゃんと委員会としては反対する方向でいくのかどうかはせっきくの機会やから議論したいと思って今こうやって話しをするわけでして。

○一番 やはり耕作しているんですから荒廃地じゃないから、そのあたりは本当にすごく思います。今回、皆さんこうやって話してくださって、やはり農業委員は農業を守るって言われているのにそういう太陽光とか建物ができるということにすぐ賛成するというのは本当におかしいんじゃないかと思うし、そのあたりは今後の案件に対しても配慮していかなきゃいけないんじゃないかなということをも本当申合せでもいいからきちんとしてほしいと思います。実際、本当に心が潰れそうなほど随分悩みましたので、どうぞよろしくお願いします。

○藤井会長 何か御意見ありますか。どうぞ。

○10番 農業委員会事務局の方が利用権の設定を斡旋したりした場合は農業委員の名前を書いてくださいってゆうんが資料をくださったんです。それは農地中間管理機構とかその隣の農林水産振興課で利用権の設定、それにちょっと手元に資料があります。やっぱりそこにこれは中間管理機構のほうの機構の様式の欄書いてあります。ただこういう法律というのは明確には書いてないんです、明確には。だけど、やっぱり甲と乙が決めることですから、契約ですから、最終的にはそこが対等なんです。そういうのがありますから、どちらも甲も持っているし、その利用権の設定も、それが最初のほうの砦でお願いしかないんです。だから、今回は非常に——さん、大変だったと思いますけど、今後やっぱりそういうのがあったら、やっぱりお願いして営農はやっぱり優先してまず頑張ってもらって、我々のほうでそこを応援するということで行ったらいいんじゃないかと思います。

以上です。

○藤井会長 お願いっちゃどうということですか。

○10番 お願いというのは甲乙での双方が合意ということになっているから、営農しよって人が中におっちゃったらやっぱりまだ引き続き耕作したいから、例えば太陽光とか宅地とか待ってもらえんですかという形になろうかと思います。それを結局、無視して売却されたことに大きな問題があ

るんであって、だからそれしかないんです、後からどうこうって。ただ、人間の心理として周辺の、例えば10軒おって9人ぐらいみんな売ったらうちだけ売らんわけにはいかんというのが感情的に流されるんです。そこを応援するのは我々しかないんです。そこだけです。あくまで個人対個人の契約事項ですから、それを我々が法的根拠なしに断るということは、今度は法的に我々は勝てないんです、市が。今度、市が相手になりますから、業者と。そこまで出来ないから、あくまで対等である人たちが営農を続ける意思があるのであれば、応援してあげるという、そこです。そこしかないと思います。

○藤井会長　　お願いで形が付きやこういう話にならんわけで、それは法律にもちょっと抵抗するつもりでからやらんと前には進まん案件やと思うんで、それをどうするかという今話じゃろうと思うんです。

○12番　　今回の案件も契約が切れるタイミングまで待つてという話ですよ、—さん。だから、契約更新のときには必ずねられるんです。どうしようも法的には対抗できないです、幾ら農業者の味方をしたとか。だから、裁判をやる覚悟で農業委員会が農業者の立場に立って。—さんが今回賛成して、ほかの委員が反対したら通らないわけですから、近所の顔も立つわけですから僕ら悪者にしてもらって堂々と戦えばええんじゃないかなと、僕はそうとしか思えない。戦って問題提起を世にしていくと、訴えていくと、しかないんじゃないかなと思います。

○藤井会長　　そういう覚悟がないとできんという話なんです。何かほかに御意見ありませんか。

○13番　　この太陽光を設置するという一番最初の会社のほう、そのほうへの規制というのはないんですか。例えば、今、荒廃農地を見て、この荒廃農地広いからここに太陽光を置こうとか、そういうことで声掛けされるのがとてもいいと思うんです。だから、一番最初のそちらの業者への規制というのは農地を今使っているところをそういうふうに突然契約が切れるにしよ、そういうふうに突然変えるというのがちょっと腑に落ちないんですけど、もう甲と乙が間になってお互い同士になってしまえば、もう話がどんどん進んでしまうので、最初の第一歩、太陽光発電をする会社への規制というのはないんでしょうか。

○12番　　法的にない。

○藤井会長　　経産省と農水省の間の取決めも横のつながりも今の現状じゃほとんどないですから。

○—番　　すみません私、気がつかなかったんですけど、会社のパンフレットを見してもらったんです。そしたら、荒廃地とか書いてあるんです。だから、ちゃんと作っているところとは書いていないんです。荒廃地をなくすために太陽光を設置するという目的がばっと書いてあったと、今日持って来ていないけど。確かそれは見たんです。私も疑問に思ったんです。熊安さんに言ったかもしれない。だから、うたい文句はそうしていると思うんよ。だけど、きれいなところのほうの方が楽じゃないですか、工事するのも。もう、すぐ設置できるし、そういう感じだろうと思うし、持ち主も買って

くれるのならという感じで、すぐ話されますし。

この中で1人の方が大体まとめちゃったというふうに聞いています。太陽光のほうは。元々の話のときは違うんですけど、太陽光のときはその方はうちにも買って、買ってと言っていたんですけど、水路ができて、土地の状況がよくなったから、うちも思っていたんですけど、ほかの業者が入ると価格がすごく高騰したんです。本当にびっくりしたんですけど、——さんという方、あそこ——万円と言われたんです。それで、こっちのほうの——さんとか、それと手前が沼になっていてそこが——万円と言われたんです。そんなの買えるわけじゃないじゃないですか。その後、今、落ちていると思います、太陽光になっているから。だから、ちょっと引っかかったなと思って。本当に業者ってひどいなと思いました。高い値段で、最初に。そういうすごくいい思いを皆さんに投げかけておって、その後、ガクンと、そんないい値段で買うわけじゃないと思います。だから、なかなか業者にはついていけないし。

○藤井会長 あと先ほどあった……（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○9番 9番の光井ですけど、私も先般、議案に上がったと思うんですけど、耕作しておったところを太陽光にしたいということで仕方なく、期間はあったんです、利用権の設定をしておるから期間はあったんですけど、向こうのほうから太陽光のほうの業者に売りたいということで仕方なく、5番のこの双方合意ということで解約した覚えがあります。

ちなみに、私のところは悲しいかな、太陽光に売れるような土地がないんで継続してずっと農業をやるつもりですけども、幾らぐらいであれしたかねっていろんな人にお金のことを、僕、貧乏人ですけえ、すぐお金のことを言うんちゃね。何ぼぐらいであの業者が買うてくれるのと言うたら1反がああ時点、ちょっと前の話ですけど、会社は先ほど言いよった——————の。あれが大々的に——を始めやりよったんです。幾らで買ったかねって言うたら——万円って言われたんです、1反。1反——万円と言ったら農業をやる人があの辺の田んぼを万が一買うといたら坪が3,000円ですか。とてもじゃないです、買えません。じゃから、錢にものを言わせて、多分、皆さんが農地を手放されるんじゃないかと思います。

それともう一つは、私ももう30ぐらいから農業をやって、その当時のお母さんとかお父さん、それとは物すごく仲よくしていろいろ面識があって、いろいろな話しをしてお宅やったら農地を任せても大丈夫ということで、一つの例として、ある方に農地を任せておられたんです。たまたま地主の方が散歩で田んぼのほうへ行かれたらしいんです。田んぼのほうを見てたまげたって。これがうちの財産なんじゃろうかと。というのは田んぼがヒエだけで、こねえな管理をする人に任せられんっていうんで私に任せたら絶対に、私がもうヒエが1本あっても気になるタチで、ヒエば見つけたら、単車でよく水回りをやるんですけど、話が余談になってあれなんですけど、鎌とヒエを入れる袋は必ず積んで、そのまま田ん中へ見つけたら飛び込むような性格なんですけど、今それが相

続されて若い人に代わられて、悲しいかな、その人と今度は面識がなくなってしまって、それで若い人が来て農地を売りたいからと言われるんです。それで、どうしても先ほど言われたように近所ですから、農業を子供もやらんから農地を売りたい、そういうようなことがあって断ったら、あとは何を言われるか分からんっていうのが一つは恐ろしいです、田舎ですから。あれが輪に輪をかけて、あの者は悪者じゃ、あれにやったらあとは自分の財産、皆取られるよと、そういうふうにもなったら大変ですから、やむなくこの前も合意の印鑑を押したんですけど、なかなか田舎で暮らすのは、都会じゃったら隣に住んでおられる方がどんな方がおられるか分からんですけど、田舎っていうんですか、コンビニもない、お医者もない、スーパーもない、そういうようなところに私は住んでいますから、物すごくそういうふうな噂を恐れるんです。—さんも多分そのようなあれがあったと思うんです。仕方なく、どうしてもやりたいのはやりたい。やけど、噂が噂を呼んで大変なことになってしまうということで苦渋の決断をされたんじゃないだろうと思うんです。なかなかこれをまとめるのは難しいと思いますけれども、しょうがないかなと思うのも。

やから、とにかく————でもここの後から出てくるんですけど、57ページにあるんですけども、土地の荒廃化を防ぐとか、そういうようなきれいなことを書きちよるから。前も————の方と話しをしたんですけど、荒廃した農地を優先的に取得して地域のために貢献したいと、そういうふうなきれいなことを言われるんです。これは全く、今、話を聞いてみるとうそじゃなと思います。また今度の参考になるか分かりませんが、優良農地というか、今、農地で利用されておるような土地はできるだけ太陽光とかそういうふうな方向へ持って行かれないほうが、また、そういうようなことをできたらいいなと私の考えですけどそう思っております。

以上です。

- 12番 やっぱり今の光井さんのお話をお聞きしていても担い手とか実際に借りている人はなかなか地域との関係もあって正直なところ動きにくいというか、阻止に向けて、当然だと思うんです。やっぱり誰かがそういう憎まれ役というか、やるしかないんかなとは思いますが。それをできるのは農業委員会しかないわけなので、それをまずはやって世に投げかけるのがいいんじゃないかと思います。

- 藤井会長 じゃから、そういうことも憎まれ役になるのは構わんけど、そういうことがないように先に決めてしもうちよければええわけやから。こういうことの事例があったときにできる、できんとかなるからそういう感情が生まれるわけで。こういう具体的な事例が出る前にこういうのを参考にしながら、もうこういう場合にはこうするということにしておく、ここの方向性がちゃんと決められれば一番ええんじゃないだろうけども。だから、今回の件は僕としてはこのまま、今回の件は行きたいと思ひよるんやけども、あとさっきあった改良区は水路を改修しておるわけですので、あれを改修するときには耕作者と地権者の同意がちゃんと取るわけで、全部。そのときにすぐ転用するような

ことはできんのではないかと思うわけやけども、それも何もないんですか。改修した、すぐ転用かけるということは。

○12番 この責任は改良区に行ってしまうんです。市が多分、単市改良事業で3年に分けて多分払っているんじゃないかと思うんですけど。

○藤井会長 単身の事業が改良区に下りた事業ですか、違うでしょう。（発言する者あり）できん。

○12番 3年に延びてやるということは上限が180万円ぐらいありますよね。それを3年間に分けてやる、うちの地区もみんなそうしているんで、多分、市のお金が出ていると思うんです。だから、市が文句を言うとしたら改良区に対して言うわけで、改良区が責任を負わなければいけないですよ。だから、なかなか何で改良区も同意を出したんかなと。

○藤井会長 だからもう今回の件はこれだから置いておいて、また今、営農が続いておる農地に関する扱いはどうするかは今後ちょっと農業委員会でから一定の方向性を出しましょう。そのときには皆さん、ちょっともうしっかり意見を言ってもらってから、委員会として腹をくくるんなら、もうその方向でから行っても僕はいいと思いますので。それまでにちょっと太陽光の条件的なものもよう精査しておかんと、皆さん、今おっしゃるけど、どこにも荒廃農地に限るなんてことは書いていないと思うんです。やっぱりその辺ちょっと皆さん、しっかり認識を変えておってもらわんと、今言われておるのは1種農地にも手を出そうとして、1種農地に対しては荒廃農地に限るというような縛りをつけようとしておるだけで、それ以外のところ、荒廃農地に限るというようなことは書いていないと思うんです。その辺のところも踏まえてからちょっとよく皆さんの認識を一致してから議論したいと思いますので。これは今日はちょっと結論出るのは止めて、今回のこの件でちょっと採決したいと思いますので。よろしいですか、その方向で。反対される方は反対してください。

ほかに何か御意見ございますか。あくまでもこの件で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。今回の案件、承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ちょっと控えちゃって。反対の。じゃあ、ちょっと反対の委員さん、手を挙げてください。控えていただきました。いい。

じゃあ、この案件、賛成多数ということで承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。議案第37号の8は議案書47ページを御覧ください。

—————の譲渡人、—————さん、——歳が譲り受けて——の住宅の隣の1種農地、—————へ

使用貸借による権利の設定をして自己用住宅に転用したいという申請です。

7月11日夕方、譲渡人、一歳に電話を入れましたが、明日立ち合いますとのことでした。

それから、12日に譲渡人である一様が自宅隣接の畑を案内してくださいました。

現地確認を事務局お二人と石田さんと私と4人で確認いたしましたので、その結果を御報告いたします。

現地は——と——のすぐ近くです。譲渡人と譲受人は一関係で、譲渡人である一様が高齢となられ、譲受人である一さんは今までアパートに住んで生活していっていましたが、ここに両親の近くに住み、御両親の面倒を見るためにこのたび自己用住宅を建てるために申請地を転用しようとするものです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の47ページにありますように、この農地区分は第1種農地です。第1種農地は原則、転用することが許可されませんが、この申請地は住宅が連担している場所にあり、集団農地面積72.2ha、施行令第12条第1条に該当する農地ではありますが、例外規定にあります農地法施行規則第33号第4号に該当するため許可基準を満たしております。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断いたします。

皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番は承認いたします。

続きまして、議案第38号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は6ページ、資料は53ページからとなります。

議案第38号は、事業計画変更承認申請についてです。今回提出された件数は2件です。事業計画変更の内容は、太陽光発電設備のパネル形式枚数変更が1件、太陽光発電設備の進入路の変更が1件となっております。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。それでは、議案第38号の1、これについての説明をします。

本議案は事業計画の変更の承認についての申請であります。

資料につきましては53ページから60ページ、このほうへ記載してあります。

事業計画につきましては、56ページに変更前、前回は提出されたものです。それから、57ページが変更後になります。

本議案につきましては、今年の1月19日の月例会、議案第3号の4、これで報告したもので譲渡者が一名いらっしゃいまして、その方の所有する農地、これを譲受人が取得して太陽光の発電事業として使用する使用権移転の議案でしたけれども、これはもう既にその席で承認されたものです。

しかし、今回、事業計画の一部に変更が生じたということから、今回この申請が提出されたものであります。

この件につきましては7月11日の午後、譲受人に電話をしまして直接お話を聞いております。お話によると、当初計画しておった太陽光のパネル、これが製造中止、廃版になったということで、やむなく新しい形のパネルで事業をするということになったために今回の申請になった。そのように言っておられました。

変更になったのは57ページを開けてください。56ページのほうが前回出された変更前の事業計画書です。それから、57ページのほうは今回の変更後の事業計画書になります。

変更になったのは上から2番目の申請地の利用計画っちゅうのがありますね。その中の上から2番目、太陽光パネルの面積、これが1枚当たりの面積がちょっと大きくなっておるんですね。したがって、下から5番目の太陽光パネルの枚数、これが変更になったということで、ほかは全く変更がないということでこのまま突っ走るといようなことを言っておられました。

以上で、報告が終わると思いますけど、皆さんの御審議よろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決いたします。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 本案件なんですけど、人丸橋から――のほうに、――のほうに向かって――mぐらいですか、入ったところがございます。行ったところで以前にこの申請がなされた場所でございます。

申請出ていたんですけど、この進入路がちょっと赤線を当初、通ってやりますということだったんですけど、進入路、そこじゃちょっと崩れそうな感じになって、ちょうどもうこの今61ページの黄色の部分がコンクリート舗装してあるので、そこを通ってやりますということです。その変

更です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、２番、承認いたします。

続きまして、議案第３９号、４０号を一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第３９号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案集の８ページから内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第３９号につきましては、令和４年７月２６日公告の利用権設定予定の利用権設定申請が４件提出されております。

農地の集積面積は１万４,２３１㎡でございます。

内容といたしまして、使用貸借権の設定が２件、賃貸借権の設定が２件、所有権移転が１件、新規が４件となっております。

すみません、使用貸借権が１件で賃貸借権が２件、所有権移転が１件となっております。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第４０号農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画案の協議について、御説明させていただきます。

議案集の１０ページに記載しておりますので御覧ください。

議案第４０号につきましては、県で公告予定の利用権設定が３件になります。

内容としまして、議案第４０号の番号１から３につきましては、前号の議案第３９号の番号１から３について公社から貸付けを行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。

関連の委員さんがお出ですけれども、特に退室は求めないということにさせていただきたいと思います。

それでは、議案第39号、40号につきまして、地元委員さん、何か説明が必要と思われることがあれば、説明をお願いしたいと思いますし、質問のあられる委員さんは質問をお願いしたいというふうに思います。地元委員さん、何か説明が必要と思われるものがありましたらお願いしますけれども。どうぞ。

○11番 土地はどちらも圃場整備区域内の土地だろうと思います。それで一応これは所有者が公益財団法人やまぐち農林振興公社に設定して、それから——のほうへ受けると、そういう形に皆なっておるようです。

○藤井会長 ありがとうございます。

これ4番は代替地ですか、—さん。

○—番 代替地というより、本当、—さんの土地も利用権の設定をしておりますして耕作していたんですけど、——、この—さんがきちんと自分のものにといいことできちんとされた時点で維持ができないからどうしようかと農林水産振興課のほうで話していらっしゃったそうで、そのほうから、じゃあ—さんに相談したらということで声をかけていただきまして、—さんにすぐお会いしまして、譲りたいから、もう利用権の設定じゃなくて譲りたいと言われまして、その近くもつくっておりますのでよかったということで買わせていただきました。

これも農林水産振興課のほうの力添えを頂いておりますして私も分からなかったんですけど、農業委員会からも声をかけていただきまして、いい具合にさせていただきましたのでありがとうございます。

○藤井会長 分かりました。ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○12番 12番、石田です。今のは嘱託登記でもらったということですね。ですね。認定農業者の一つの大きなメリットなので、ですね。ぜひ、皆さんも進めてあげて、認定農業者の取得を進めてあげていただけたらなと。

ちょっとそれで会長が最初、御挨拶で言われた機械の補助も認定農業者が対象なので、ちょっと後言おうと思っていたんですけど、そこも補足しちようと思って。

○藤井会長 そうなんじゃ、認定農業者対象なんじゃ。

○12番 そうです。

○藤井会長 機械のほうは。

○12番 そう。

○藤井会長 肥料のほうは違うよね。

○12番 肥料は全員。なので、進めるのはメリットにもなって、メリットをつくっているというのは言っていたんですけども、認定農業者を薦める理由がないので.....

○藤井会長 ちょっと後で言っ。今ここで議事から外れたときに、ちょっとお願いします。

今、石田委員さんがおっしゃったように認定農業者の場合はこういう登記の手続なんかも農振課がやってくれますので、これは大きいんで、ぜひ皆さんも認定農業者にはこちらのほうで手続するようにぜひ進めてあげてください。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。それでは、議案第39号、承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第39号、承認いたします。
続きまして、議案第40号、承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第40号、承認いたします。
続きまして、議案第41号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は11ページ、資料は69ページからとなります。

議案第41号は非農地判断です。

提出された件数は1件、36筆です。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。それでは、議案第41号の1、非農地判定についての農地の調査結果について報告をいたします。

現地は——、これの中腹にあります。

調査につきましては、3月3日の午前、一応69ページは地図で説明しますと、——の中腹なんですけれども、——地区の山手側、これ1と書いて囲んである、①から⑩ですか、これが——地区の山手側です。これを調査しております。

それから——地区の山手側。これが2番のところの⑪から⑫。

それから3番も大体、——地区の上のほう、23から25になります。

それから日は改めまして、3月27日の午前、4番のところ、——って多分いうんじゃないかと思います。私もここへ土地が元々あったんですけど、どこがうちのか全く分かりませんし、これ——っていうんだらうと思います。これ4番の——、これについて調査をいたしております。

なお、この地区、——地区につきましては、進入路、これがもう全くないというような状態で、こ

れにつきましてはドローンによる写真撮影、これで調査のほうを実施しております。

さて、—地区は皆さん御存じかどうか分かりますけど、昔からミカンの栽培が特に盛んな地域で、私の住んでおる近所でもほとんどの方、これがこの仕事に従事しておられました。特に今から、年代はちょっと定かじゃないんですけど、私のうろ覚えで約60年ぐらい前だろと思います。私がまだ高校へ行きよる若かった頃、私も若いときがあったんですけど、よいよ若かったあの頃と思います。60年ぐらい前に国の事業、いわゆる構造改善事業というんですか、これが導入されて——の中腹から山頂、これにかけてミカン園がかなり造成されました。まだ山の中腹、これには—地区からずっと——の中腹を通って行かれたことがある方がいらっしゃるかも分からんですけど、—のほうへ抜ける観光バスが通るような大きな道も市道に格上げさせてもらったんですけどもできて、秋には観光バスが来るわ来るわ、お客さんが金をいっぱい持ってミカンを買いに来てくれるような、そういうふうな活気があるような時代でした。

しかしながら、この好景気は長く続かなかったということです。至るところで、構造改善でミカン山、—だけじゃなしにほかのところでもやったんじゃないかと思えますけれども、ミカンが今度ではできすぎたんです。できすぎて暴落値段が下がってにっちもさっちもいかんって生産過剰ですか、これになって国から今度は全く反対のミカンの木を多分、私もあそこで作っておって、かなりミカンの木も大きくなって収量も上がっておったから、そのミカンの木を植樹してから20年ぐらい経ってからと思えますけど、ミカンの木を伐採したら助成金を出すと、そういう話が持ち上がりまして、これを機にかなりの方、これがミカンの栽培を辞められたような気がします。

しかしながら、これよりも一番大きな原因はやっぱり農家の人の高齢化だと思います。皆、歳取ってしまっちゃって、それから後継者、家族の中でミカンを作ろうという方がいらっしゃらない。それが一番大きな原因じゃろうと思います。

特に私も今ミカンと水稻を両方でやりよるですけども、ミカンはあまり設備投資は要らんです。私もミカンで使っておる機械といたらトップカーですか、キャタピラーが1台と丸い輪の普通のキャタピラーですか、あれと、それからラジコンの動力噴霧器ですか、これとミカンはあと選別せんにやいけんからミカンの磨き機っちゅうんですか、それから大きさを分ける機械、あれが1つのセットになっちょる。あのぐらいでミカンの栽培ができて、お金になります。

それから、水稻のほうは年をとってもできるんですけど、何せお金がかかるんです。

今、西浦でも紙の袋というんですか、30kg袋でから農協へ出荷される方がかなり減ったんです。今、皆ほとんどフレコンになった。1t100ですか。1t100積んで出荷するんですけど。何せ米づくりはお金がかかるんです。設備投資はかかるけど。あとが楽です。お金を出しておきや、やから年取っても80過ぎようが、今、一番高齢の方は88ぐらいの方もまだ現役ばりばりでから、この前も見たらトラクターでも上へ格子がついちよるから1人がかけるやつかなと思っ

て、直進に1人行く、あのぐらい多分御存知じゃろうかと思って。私もちょっと前に田植え機の1人で、ハンドル握らんでも1人が真っすぐ行くGPSですか、あれを買ってよいよ。考えることは何もない。向こうまで行ったら機械が寝ちよつても大丈夫です、今。機械が止まるから。

そういうように金にかかるんですけど、水稻のほうはかなり高齢化でもできるということで、とにかくミカンには年取ったら抱えられんです、20kgのコンテナが。あれを何遍抱えるかわからんですけど、私の場合。あれが苦になって辞められた方が多いようです。大分余談になりましたけど。

写真のほうは71ページから88ページ、これに現地の写真がかなり載っております。調査した結果について、この写真を見られたら分かるように、かつてのミカン園これの面影は全くありません。今は竹林です。竹とかの雑木、これにあれして元の山に戻った、そういうふうな状況です。写真のほうがようけ載っておりますから、見てください。じゃから一目瞭然です。これをミカン園に戻す。そういうふうなことはできない。これが私の考えであります。

以上で、報告のほう行ったり来たりになりましたけど終わります。皆様の御審議よろしくお願ひします。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第41号、承認いたします。

以上で、議案審議は終了でございます。

報告事項が48号から53号までございます。目を通して頂いて、御意見があればお伺いしたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 いいですか。特にないようですので、これでいきたいと思ひます。

午後3時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和４年 ７月１９日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員